

未来のうまい人づくり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨竜町ふるさと創生事業基金及びその他の財源を活用し、教育・文化・産業・福祉・まちおこし等の各分野において、将来にわたり活力と魅力あるまちづくりに資する人材を育成するため、自ら考え、自ら行う研修・交流事業等に助成金を交付し、支援することを目的とする。

(対象となる事業及び区分)

第2条 この要綱の対象となる事業は次のとおりとし、毎年度の予算の範囲内で事業を行う。

(1) 人材育成研修事業

- ①各分野におけるリーダー的人材の育成のため、見聞を広めることを目的に行う国外・国内への研修派遣事業
- ②各分野における有識者を講師等として町内等に招いて行う研修事業又は講演会の開催事業

上記①及び②に共通する事業内容

- ア. 教育・文化・スポーツの振興を目的とするもの
- イ. 農業・商工業等産業の振興を目的とするもの
- ウ. まつり・イベント等の実施・活性化を目的とするもの
- エ. 地場製品の創出やまちのPRの促進を目的とするもの
- オ. 地域防災や暮らしの安心安全の推進を目的とするもの
- カ. 地域福祉の推進を目的とするもの
- キ. ゼロカーボンの推進を目的とするもの

(2) 地域活性化交流促進事業

- ①地域活性化及び交流の促進を図ることを目的に国外・国内に人材を派遣する事業
- ②地域活性化及び交流の促進を図ることを目的に国外・国内の人材を町内等に招いて行う交流事業

上記①及び②に共通する事業内容

- ア. 教育・文化・産業・福祉・まちおこし等の有識者との交流を目的とするもの
- イ. 過去に実施した研修・交流事業等の参加者等による交流を目的とするもの
- ウ. 町外で開催されるイベント等に参加して本町の物産等の販売・PRを行うことを目的とするもの

2 次の各号に該当する場合は、助成の対象外とする。

(1)過去の人材育成事業において助成を受けた個人または団体等が、同一目的での申請を行う場合

(2)他の町補助金等の交付を受け事業を実施する場合
(事業の対象者)

第3条 この事業の対象者は、本町に住所を有する次の各号に掲げる者とする。

(1)町内で活動している個人・団体・グループ

(2)対象年齢は、原則20歳以上70歳未満とし、町長が必要であると認める場合は、小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学校生も対象とすることができる。

(事業費用及び助成内容)

第4条 助成対象経費及び助成内容は、別表に定めるとおりとする。ただし、当該事業に国、道又はその他の団体等からの助成等を受ける場合は、その相当額を控除するものとする。

(推進委員会の設置)

第5条 本事業の適正な運用と効果的な事業の実施を期するため、役場内に「未来のうまい人づくり事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。

2 推進委員会は、次の事項を所掌する。

(1)次条に規定する事業申請に基づく助成内容等の決定

(2)事業効果の検証

(3)この要綱の規定の見直し及び廃止に関する事項

(4)その他事業の推進に関し、必要な事項

3 推進委員会は、副町長及び課長職で構成する。

4 推進委員会は、副町長を委員長、総務課長を副委員長とし、必要の都度委員長が招集する。

5 推進委員会の事務局は、総務課企画財政担当内に置く。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、事業を実施しようとする2か月前までに未来のうまい人づくり事業助成金交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1)事業計画書（別記様式第2号）

(2)事業予算書（別記様式第3号）

(3)事業所等に勤務している者は、その所属長の推薦書（別記様式第4号）

(4)その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは推進委員会に諮り、適当と認めるときは、未来のうまい人づくり事業助成金交付決定書（別記様式第5号）により、適当でないとき認めるときは、未来のうまい人づくり事業不採択決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知する。

2 町長は、前項の規定により交付決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 前条により交付決定を受けた者は、事業完了後、原則として1か月以内に未来のうまい人づくり事業実績報告書(別記様式第7号)を町長に提出するとともに、町広報及び町ホームページに掲載するため、寄稿等必要な協力をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて報告会等にて報告するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還)

第9条 町長は、申請者が次の各号に該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 助成金の交付条件に違反したとき。

(3) 事業の実施方法及び助成金の使途が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分において既に助成金が交付されているときは、申請者に対し期限を付して返還を命ずるものとする。

(適用)

第10条 本事業のうち、町の助成に関する事項で、この要綱に定めのない事項については、雨竜町補助金等交付規則(昭和60年規則第1号)の例によるものとする。

(失効)

第11条 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

事業の区分		助成の内容	
		助成対象経費	助成額
1. 人材育成研修事業	① 研修派遣事業	①交通費（往復の航空賃、鉄道賃、車賃、船賃） ②宿泊費 ③研修経費（受講料、教材の購入費）	①町長が認める助成対象経費の額の3分の2以内とする。但し、国内の場合は個人5万円、団体50万円、国外の場合は個人25万円、団体100万円を上限とする。
	② 講師等招へい事業	①招へいする講師等の謝金 ②招へいする講師等の交通費（往復の航空賃、鉄道賃、車賃、船賃） ③招へいする講師等の宿泊費	①町長が認める助成対象経費の額の3分の2以内とする。 ②招へいする講師等が複数ある場合は、その必要性を十分勘案した上で、当該講師等の旅費については、3名分を上限とする。
2. 地域活性化交流促進事業	① 人材派遣事業	①交通費（往復の航空賃、鉄道賃、車賃、船賃） ②宿泊費 ③交流会等参加費 ④その他諸経費（パスポート申請経費）	①町長が認める助成対象経費の額の2分の1以内とする。但し、国内の場合は個人5万円、団体50万円、国外の場合は個人25万円、団体100万円を上限とする。
	② 人材招へい事業	①招へいする人材の交通費（往復の航空賃、鉄道賃、車賃、船賃） ②招へいする人材の宿泊費	①町長が認める助成対象経費の額の2分の1以内とする。

別表

注) 研修経費の算出基準は次による。

- (1) 交通費…実費（町職員等の旅費に関する条例の規定に準ずる）
車借上料はやむを得ず必要な場合のみ算入する。
- (2) 宿泊料…実費（町職員等の旅費に関する条例の規定を上限とする）
- (3) その他の経費
 - ・ 入場料、受講料…研修目的に関するもののみ算入する。
 - ・ 謝礼、謝金…必要最小限の額について算入する。

雨竜町長

様

住所

氏名

（法人団体等の場合はその名称及び代表者氏名）

連絡先

未来のうまい人づくり事業助成金交付申請書

年度において、未来のうまい人づくり事業の助成を受けたいので、実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名 _____
事業区分 (1) 人材育成事業 ①研修派遣
②講師招聘 (いずれかを○で囲む)
(2) 地域活性化交流促進事業 ①人材派遣
②人材招聘
2. 事業実施の目的

3. 事業成果の活かし方

4. 事業に要する経費 _____円
5. 助成申請額 _____円
6. 添付書類
 - (1) 事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 事業予算書（別記様式第3号）
 - (3) 推薦書（別記様式第4号）（団体等に所属又は事業所等に勤務している方）
 - (4) その他町長が必要と認めた書類

事業計画書（ ）事業

事業を行おうとする者の氏名（団体名・代表者）・住所・職業・電話番号		団体の場合はその業務概要	
団体の発足年月日		年 月 日	団体の会員（構成員）の数 人
団体の前年度の活動状況			
事業概要	実施スケジュール及び受入体制等		
	実施時期		
	事業内容		
	事業に要する経費	総 額 _____ 円 [財源内訳] 自己負担金 _____ 円 町助成金 _____ 円 その他 _____ 円 _____ 円 _____ 円	
備 考			

事業予算書

[収入の部]

区 分		予 算 額	積 算 内 訳
自 己 負 担 金		円	
町 からの 助 成 金			
団 体 等 の 自 主 財 源			
国、道、団体等 からの 助 成 金			
そ の 他			
合 計			

注) 内訳をできるだけ詳しく記載してください。

[支出の部]

区 分		予 算 額	積 算 内 訳
交 通 費	航 空 賃	円	
	鉄 道 賃		
	車 賃		
	船 賃		
	計		
滞 在 経 費	宿 泊 料		
	計		
研 修 費 ・ 交 流 費	受 講 料 / 参 加 料		
	講 師 謝 礼		
	計		
そ の 他			
	計		
合 計			

注) 内訳をできるだけ詳しく記載してください。

雨竜町長

様

推薦する所属長の住所・氏名

住所

氏名

連絡先

推 せ ん 書

未来のうまい人づくり事業実施要綱第6条の規定により、次の者（団体）を推薦しますので、事業実施について、よろしくお取り計らい願います。

事業名		
推せんを受ける者の氏名等	氏名	
	住所	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日生(歳)
	職業	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日生(歳)
	職業	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日生(歳)
	職業	
推せん理由		
所属団体で助成する額	円	
備考		

住所

氏名 様

（法人団体等の場合はその名称及び代表者氏名）

雨竜町長

未来のうまい人づくり事業助成金交付決定書

年 月 日付で申請のあった 事業に対する
助成金について、次のとおり決定したので通知します。

1. この助成金の交付の対象となる事業経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

助 成 対 象 事 業	助 成 対 象 経 費	助 成 金 の 額
	円	円

2. 助成対象事業の内容又は助成対象経費を変更しようとするときは、あらかじめその理由を付して町長の承認を受けなければならない。
3. 事業が終了したときは、速やかに実績報告書及び事業決算書その他必要な書類を町長に提出しなければならない。
4. 次の各号の一に該当するときは、助成金交付の決定の取り消し又は交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (1)助成金を他の用途に使用したとき
 - (2)助成金を受けることについて不正の行為があったとき
 - (3)その他交付条件に違反したとき

別記様式第6号（第7条関係）

雨 総 企 指 令 第 号
年 月 日

住所

氏名 様

（法人団体等の場合はその名称及び代表者氏名）

雨竜町長

未来のうまい人づくり事業不採択決定通知書

年 月 日付で申請のあった 事業について、
内容を検討した結果、このたびは残念ながら不採択となりましたので通知します。

・理由

年 月 日

雨竜町長

様

住所

氏名

（法人団体等の場合はその名称及び代表者氏名）

連絡先

未来のうまい人づくり事業実績報告書

未来のうまい人づくり事業実施要綱の規定に基づき助成を受けた事業について、
年 月 日終了しましたので、実施要綱第8条の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

1. 事業名
事業区分 (1) 人材育成事業 ①研修派遣
②講師招聘 (いずれかを○で囲む)
(2) 地域活性化交流促進事業 ①人材派遣
②人材招聘
2. 事業に要した経費 円
3. 助成を受けた額 円
4. 事業報告 別紙報告書のとおり
5. 事業決算 別紙決算書のとおり（領収書を添付のこと）
6. 成果等所感 実施レポート、記録写真等

注) 事業報告・事業決算は、事業計画書・事業予算書の内容に沿って適宜作成願います。